

フランスにおける言語政策 (2)

——20世紀におけるフランス語擁護——

長 沼 圭 一

1. はじめに

拙論 (2023) においては、フランスにおける言語政策について19世紀までの状況を概観した。19世紀までのフランスにおいては、言語の使用について言及する勅令等は見られるが、言語のみをターゲットとした言語法のようなものは存在しなかった。使用が義務付けられる言語は常にフランス語であったが、その際に逆に使用が制限される言語は、古い時代にはラテン語であったが、後の時代には地方の方言や地域語であった。では、20世紀のフランス語はどのような状況に置かれ、フランスはどのような言語政策を打ち出していったのであろうか。

2. 19世紀から20世紀へ

19世紀にフランスにおける言語使用に影響を与えた法令として、1833年のギゾー法 *Loi Guizot* と1881年以降のフェリー法 *Lois Jules Ferry* を挙げることができる。これらはどちらも言語法ではなく、教育に関する法である。ギゾー法は1833年6月28日に可決され、各自治体に男子校を設置し、教師を保有することを義務付けている。フェリー法は教育の無償化、義務化、非宗教化を行い、学校での方言 *patois* や地域語 *langues régionales* の使用を禁じている。これら2つの法により、方言や地域語は衰退し、フランス語が普及することとなる¹⁾。

フランス語はフランス国内で力を増す一方、対外的には1914年まで有していた支配的な地位を失うことになる²⁾。1914年とは第一次世界大戦が勃発した年である。第一次世界大戦は1918年に終結し、1919年にパリ講和会議 *Conférence de Paris* が開かれる。フランス語は1714年のラストット条約 *Traité de Rastatt* により第一外交用語として国際的に定められ³⁾、2世

紀にわたって外交上の特権を保持してきたが、ここで結ばれたヴェルサイユ条約 *Traité de Versailles* は英語で準備され2ヶ国語で作成された⁴⁾。これを機にフランス語は特権的地位を失い、国際語としての役割を英語に譲ることとなる。

カルヴェ (2010) はこのような変化の理由として、以下のことを挙げている。19世紀までは相対的にフランスの人口が多く、第一言語としてフランス語を話す人が多かったが、その後英語を第一言語とする人の数がはるかに上回るようになったこと、ヨーロッパは19世紀まで小さな王国に分かれており、エリートたちはフランス語を話していたが、統合され民主化が進むとそれぞれの国の国語が一定の役割を果たすようになったこと、などである⁵⁾。さらに、カルヴェ (2010) は、フランス語が衰退している兆候を示す出来事として、次の2つを挙げている。1つは1883年の「植民地並びに外国におけるフランス語の普及のためのフランス連合 *Alliance Française*」の創設である。なぜならば、「拡大しつつある言語は防衛される必要などない」のであり、「フランス語の「普及」の必要性が感じられたということにはある種の危機意識が明確に表れている」からである。もう1つは同じ時代にエスペラント語をはじめとする国際的な役割を果たす人工言語への関心が高まったことである。「こうした人工言語の計画の氾濫は実際、埋めるべき空席があるということ、ある機能の担い手がもはや存在しないということを示している」からである⁶⁾。

3. 20世紀の言語政策

20世紀にとられた主な言語政策としては以下のようなものが挙げられる⁷⁾。

- 1951年 デクソンヌ法 *Loi Deixonne*
- 1966年 フランス語の擁護と普及のための高等委員会 *Haut Comité pour la défense et l'expansion de la langue française* の設立⁸⁾
- 1967年 国際フランス語評議会 *Conseil International de la langue française* の設立
- 1972年 フランス語の豊富化に関するデクレ *Décret relatif à l'enrichissement de la langue française*

フランスにおける言語政策 (2)

- 1972年 専門用語閣僚委員会 Commission ministérielle de terminologie の設立
- 1975年 アビ法 Loi Haby
- 1977年 バ=ロリオル法 Loi dite « Bas-Lauriol »
- 1982年 サヴァリ通達 Circulaire Savary
- 1984年 フランコフォニー高等評議会 Haut Conseil de la francophonie の設立
- 1990年 綴りの改正 Rectifications de l'orthographe
- 1992年 憲法改正 Révision constitutionnelle によるフランス語の公用語化
- 1994年 トゥーボン法 Loi Toubon

これらは、1990年の綴りの改正を除いては、以下のように、地域語に関するものか、外国語からフランス語を擁護することを意図したものかのどちらかに分類することができる。

■主に地域語に関するもの■

- 1951年 デクソンヌ法
- 1975年 アビ法
- 1982年 サヴァリ通達

■主にフランス語擁護を意図したもの■

- 1966年 フランス語の擁護と普及のための高等委員会の設立
- 1967年 国際フランス語評議会の設立
- 1972年 フランス語の豊富化に関するデクレ
- 1972年 専門用語閣僚委員会の設立
- 1977年 バ=ロリオル法
- 1984年 フランコフォニー高等評議会の設立
- 1992年 憲法改正によるフランス語の公用語化
- 1994年 トゥーボン法

以下では、外国語の流入からフランス語を守るためにフランスが行ってきた政策に注目していくことにする。

4. フランス語擁護のための政策

4.1. 「フラングレ」問題

1964年、ソルボンヌ大学教授のエティアンブル René Etiemble が『フラングレを話しますか』 *Parlez-vous franglais?* というタイトルの本を発表する。「フラングレ」とは、français (フランス語) と anglais (英語) を合わせた合成語であり、簡単に言えば、英語的語法 anglicisme を含んだフランス語のことである。当時、フランス社会の中に日常的に英語が次々と入り込んでいることが懸念されていることが如実に表されている⁹⁾。

2年後の1966年、エティアンブルの友人でもあったポンピドゥー Georges Pompidou 首相 [当時] は「フランス語の擁護と普及のための高等委員会 Haut Comité pour la défense et l'expansion de la langue française」を設立する¹⁰⁾。この委員会によって、外来語をフランス語に言い換えるための専門用語のリストが作成される。

また、1972年1月7日に「フランス語の豊富化に関するデクレ Décret n°72-19 du 7 janvier 1972 relatif à l'enrichissement de la langue française」が出され、さらに専門用語をフランス語化することを目的とした「専門用語閣僚委員会 Commission ministérielle de terminologie」が各省に設立される¹¹⁾。

さらに、1972年10月にル・ドゥアレク François Le Douarec 下院議員によって起草された「外来語規制法案」が、ピエール・バ Pierre Bas 下院議員とマルク・ロリオル Marc Lauriol 下院議員に引き継がれ、1975年12月19日に議会で可決されることになる。これが、俗に言う「バ=ロリオル法 Loi dite « Bas-Lauriol »」である¹²⁾。

4.2. バ=ロリオル法

「バ=ロリオル法」の正式名称は「フランス語の使用に関する1975年12月31日の法律第75-1349号 Loi n°75-1349 du 31 décembre 1975 relative à l'emploi de la langue française」である。この法律の目的は、英語などの外国語を排除してフランス語を擁護することであり、フランス国内の商標、会社名、団体名などにフランス語の使用を義務づけ、公共の建物内での討論会、講演会などもフランス語で行うことを義務付けている¹³⁾。

加治木他 (1995) はこの法の内容を以下のように要約している¹⁴⁾。

- 第1条 物やサービスの名称、提供、紹介など書面もしくは口頭の広告や請求書などのフランス語の使用を義務づける。フランス語での表現及び用語が存在する場合は、外国語の表現および用語を使用することを禁ずる。放送分野においても適用する。
- 第2条 公衆で既に知られている外国語の呼称などは、その使用を認める。
- 第3条 罰則は、80～5,400フランの罰金が科される。
- 第4条 労働契約は、フランス語で書く。
- 第5条 外国人対象の求人広告は外国語で書いてよい。
- 第6条 公共物件の使用書類などもフランス語により記入する。外国人も利用する建物あるいは公共輸送機関の内部での指示は、フランス語で書かれ、それに翻訳文をつけることは許される。
- 第7条 補助金を受ける公共団体などはフランス語の使用義務を尊重し、違反の場合は補助金を返還しなくてはならない。
- 第8条 個人と公共団体の契約書はフランス語による。また外国人とフランス公人との契約は、その翻訳文を作成することもできる。
- 第9条 本法律は官報に公布された日に発効するが、第1、2、6条のみは12か月後に発効する¹⁵⁾。

この法により、イギリスの企業ブリティッシュ・エアウェイズが英語で航空券を発券したことで罰せられたという事例もあるとのことであるが¹⁶⁾、ロリオル下院議員によると、「この法案が目指すのは、多言語主義であり、フランス語での表示が重要で、外国語が書かれ話されるのはかまわない¹⁷⁾」とのことである。

結局、この法案の適用範囲は狭められ、罰則規定も弱いため、十分な効力を発揮することはできなかつたとされている¹⁸⁾。

4.3. トゥーボン法

「バ=ロリオル法」を改正する形で現れたのが、「トゥーボン法 Loi Toubon」である。正式名称は「フランス語の使用に関する1994年8月4日の法律第94-665号 Loi n°94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française」である。

ここに至るまでの社会的背景を簡単に見ておこう。1989年、EUは「自

分たちの文化を守るために、ニュースやスポーツ中継を除くテレビの放送時間の半分以上が、EUの国で制作されたものでなければならない」という規則を定める。フランスはさらに割合を強めて「EU製は60%以上、そのうち40%以上はフランス製でなければいけない」としている¹⁹⁾。

1993年2月に「ヨーロッパ連合条約 *Traité sur l'Union européenne* (マーストリヒト条約 *Traité de Maastricht*)」に調印するが、フランスはこれを批准する準備として1992年5月に憲法を改正し、「フランス共和国の言語はフランス語である」という条文を付け加える²⁰⁾。これは、さまざまな言語を話す人がフランスに流入することによるフランス語の弱体化を懸念するという理由に加え、EUが推し進める「多言語主義」の観点からフランス国内に存在する地域語を認めざるを得ず²¹⁾、フランス語に対して権威づけを行うためであると考えられる。いずれにせよ、このときに歴史上初めてフランス語はフランスの正式な公用語となるのである。

1993年にガット・ウルグアイ・ラウンド交渉 *Cycle d'Uruguay* が開かれ、農業問題の他、サービス部門(銀行、保険、運輸、オーディオビジュアルなど)の自由化についても取り上げられている。この中の「オーディオビジュアル」について、EUは、これらは文化財であり、自分たちの固有の文化なのであるから、単なる貿易の範疇には入らず、ウルグアイ・ラウンドの交渉品目から除外すべきであると主張する。このとき、アメリカからヨーロッパに大量の映画やテレビ番組などの映像ソフトが輸入されており、フランスにとって大きな脅威となっていたのであろう。最終的には、EU側の言い分を聞く形でガット・ウルグアイ・ラウンド交渉は決着することになる。この成功体験から更なるフランス語擁護の機運が高まり、「トゥーボン法」に至っていると考えられている²²⁾。

以下に、加治木他(1995)より、トゥーボン法の概要を引用する²³⁾。

A. “国語”としてのフランス語

まず冒頭で、フランス共和国の言語は「フランス語」であるということをも明言している。その範囲は、教育、労働、取引そして公役務²⁴⁾に及ぶ。そして国内だけでなく、フランス語は、フランス語を使うすべての国々(フランス語圏)を結びつけるもの、靱帯であることを宣言している

(第1条)

B. フランス語の使用が義務づけられる分野

法律ではさまざまな分野にフランス語の使用が義務づけられた。おもに9つの分野に及んでいる。

①財・製品・サービス、広告

不動産などの財産、製品やサービスの表示、消費者向けの売り出し文、紹介文、使用・利用の説明書、保証の範囲や条件についての記載、請求書、説明書は、フランス語を使用しなくてはならない。また、あらゆる広告についても同様である。ただし、すでに名の通った外国の製品や特産物については、この義務は免除される。

記載にひとつまたは複数の外国語が書かれている場合は、同様の内容が理解できるようにフランス語の表示を付けなくてはならない。

(第2・4条)

②掲示（広告）や通知

道路や公共の場所、公共の輸送機関にはり出される掲示や通知は、フランス語で作成しなくてはならない。掲示や通知にひとつまたは複数の外国語が書かれている場合は、同様の内容を理解できるようにフランス語の表示を付けなくてはならない。

(第3・4条)

③契約

公法人²⁵⁾または公役務を目的とする活動を行う私法人の締結する契約では、「フランス語の豊富化に関するデクレ」の中で指定された用語がある場合、外国語を使用することはできない。ただし、商工業的活動を管理する公法人によって締結され、全体が国外で履行される契約にはこの規定は適用されない。ただし、外国人が共同契約者の場合には外国語の翻訳を付けることもできる。

(第5条)

④集会・会議

フランス国内で行われる集会・討論会・会議の参加者はフランス語で発言する権利を持つ。

会議の前や期間中に配られる文書、議事録はフランス語で作成しなくてはならない。外国語の文書や発言にはフランス語の要約を付けなくてはいけない。しかし、外国人対象のものや対外貿易促進の集会は除外する。

(第6条)

⑤公的な外国語の出版物

公的または公的助成金を受けて発行する図書・雑誌・通知文書が外国

語で作られる場合には、フランス語の要約を付けなくてはならない。

(第7条)

⑥労働

書面による労働契約・就業規則・労働者の義務、職務履行上の義務を含む文書、団体労働協約や協定、企業や事業所の協約はフランス語で作成しなくてはならない。ただし、外国語の翻訳を付けることができる。求人募集は、国内で行われる業務に関するものであれば、フランス語を使用しなくてはいけない。国外の場合でも募集者や使用者がフランス人の場合は、フランス語を使用しなくてはいけない。(第8・9・10条)

⑦教育

教育(授業)、学力試験、入試、学位・学術論文はフランス語を使用しなくてはならない。

ただし、地方語、外国の言語・文化の教育を必要とする場合や、外国からの客員・招聘教授の場合には適用除外とする。また、外国人学校や国際的な性格の教育を行う機関も除外する。(第11条)

⑧通信

ラジオ・テレビ放送の諸組織およびラジオ・テレビサービスの(提供する)放送番組ならびに広告メッセージ全体において、放送方式・分配方式の如何を問わず、フランス語の使用が義務づけられる。ただし、オリジナル版の映画作品および視聴覚作品は除く。(第2・12・13条)

⑨商標

製品、商品、サービスの商標に「フランス語の豊富化に関するデクレ」で定められた外国語の表現や用語がある場合には、公法人または公役務を目的とする場合、使用を禁止する。ただし、法律施行以前に定められた商標は除く。(第14条)

C. 罰則規定

法律に違反した場合、公共団体や組織は、公的な助成金の一部または全部の返還を求められることがある。

第2条(財、製品やサービスの表示、消費者向けの売り出し文、紹介文、使用・利用の説明書、保証の範囲や条件についての記載、請求書、説明書はフランス語を使用しなくてはならない)に違反した場合、司法警察などに捜査権が与えられ、もし妨害すると、最高で6か月間の禁固または5万フラン(約100万円)の罰金が課される。

また、それ以外の条項に違反した場合については、後にデクレによって定める。(第15～19条)

なお、95年3月3日付のデクレによると、第2～4、6、8～10条に違反した場合の罰金は5000フラン以下、法人は2万フラン以下と定められている。

罰金が20年前の法律に比べ大幅に増額されたのは、前回の法律が十分に効力を発しなかった原因のひとつは、罰金が安すぎるころにあったという考えからきているようだ。

D. フランス語・外国語学習の重要性

「フランス語の習熟、その他の2か国語の知識は、教育の重要な目的の一部をなす」という項目が教育基本法に加えられた。(第11条)

これは、英語が国際社会において勢力を強めていること、その一方でフランス語の国際的競争力が弱まっていることへの危機感からきている。英語一辺倒の教育を見直し(フランスの第一外国語は圧倒的に英語)、ドイツ語、スペイン語、アラビア語など他言語の学習にも力を入れ、言語の多様性を維持していこうとする“多言語主義”の発想からきている。この政策に対しては評価の声が高かった。

E. 地方語の保護

この法律の規定がフランスの地方語に関する法律や規則を妨げたり、地方語の使用を禁じたりするものではないことを宣言している。

(第21条)

フランス語の地方語 *langues régionales* とは、日本の方言というより、アルザス語、プロヴァンス語などの独立言語を指す意味合いが強い。

そして、最後の第24条では、1975年「パ＝ロリオル法」を廃止し、各項目とも猶予期間は異なるが、新しい規定に移行することを明らかにしている²⁶⁾。

この法については、9ヶ所について違憲判決が出され、その部分を削除修正した上で成立する²⁷⁾。9ヶ所中8ヶ所については、「フランス語の豊富化に関するデクレに規定する要件において承認された同様の意味を有するフランス語の表現または語がある場合には外国語の表現または語を含むことができない」という部分に関わり、これが1789年の人権宣言第11条が保障する「表現の自由」に反すると判断され削除されている²⁸⁾。残りの

1ヶ所は、第7条の「公的資金の補助を受けた業績はフランス語で出版しなければならない」というもので、これも「表現の自由」に反すると判断され削除されている²⁹⁾。

トゥーボン法についての世論調査によると、外来語の規制を支持する声も多いが、年齢が若くなるにつれて反対意見も増えており、若者は外来語に対しての抵抗が少ない傾向が見られることを示す結果となっている³⁰⁾。

4.4. 『フランス語公式用語辞典』

トゥーボン法の法案が発表されたのは1994年2月であるが、その翌月には早くもフランス語総局 *Délégation générale à la langue française* (DGLF)³¹⁾ によって製作された『フランス語公式用語辞典』 *Dictionnaire des termes officiels de la langue française* が出版されている。この辞典は外来語をいかにフランス語で言い換えるかを示すもので、前もって各省庁の中に作られた用語委員会で検討したものを収録してある³²⁾。言い換えの例として、加治木他(1995)は次のようなものを挙げている。

表1 『フランス語公式用語辞典』の言い換え例³³⁾

外来語	公式用語	本来の意味
air bag	sac gonflable	バッグ・ふくらませうる
back up	de secours	救急の
brain-storming	remue-méninges	かき混ぜ・脳みそ
cast	distribution artistique	配分・芸芸の
CD ROM	disque optique compact	円盤・光学の・コンパクトな
check list	liste de vérification	リスト・検査
close-up	gros plan (G.P.)	大きな・画面
computer	calculateur, ordinateur	計算機、整序者
container	gaine	収納ケース
convenience store	bazarette	小バザール
cordless telephone	téléphone sans cordon	電話・コードなしの
disc jockey	animateur	活気づける人
drive-in cinema	ciné-parc	映画・駐車場
fast-food	restauration rapide	飲食提供・急速な
goal keeper	gardien de but	番人・標的の

フランスにおける言語政策 (2)

hearing	audition publique	聴聞・公開の
hitparade	palmarès	受賞者リスト
home banking	banque à domicile	銀行・住居での
jumbo jet	gros-porteur	大型の・運搬者
near miss	quasicollision	準・衝突
one man show	spectacle solo	見せ物・単独での
pole position	position de tête	位置・首位の
real time	temps réel	時刻・現実の
road show	tournée de présentation	巡回・上演の
sponsor	parrain	名づけ親
spot	message publicitaire	メッセージ・広告の
stance	placement des pieds	位置どり・両足の
walkman	baladeur	ぶらぶら歩きする人

一見して分かるとおり、外来語と言っても基本的には英語からである。加治木他（1995）によると、これらは2種類に分けられるとのことである。1つは英語とほぼ同じフランス語が元々存在するものである。例えば、「週末」を表すのに week-end ではなく fin de semaine を使うというのがこれに該当するが、表1の中にはそのような例は見当たらず、全てもう一方のタイプであると考えられる。もう一方というのは、フランス語で簡単に言い換えられない言葉で、他の語があてられたり、新語が考案されたりしたものである。例えば、「コンピューターcomputer」の言い換えである ordinateur がこれに該当する³⁴⁾。

確かに、ordinateur のように現在日常的に使用されている語も見られるが、ほとんどの語は一般に普及しているとは言い難い。その理由として、多くの場合元の英語よりフランス語の方が長くなっていること、外来語と言い換えのフランス語の間にニュアンスの違いが生じることなどが挙げられる³⁵⁾。

5. おわりに

ローマ帝国がガリアを支配して以来実質的な公用語となったラテン語は、現地に存在していたガリア語からさまざまな語を借用し、後に支配者

となるフランク族の言葉からも多くの語を取り入れ、フランス語の原型となった。その後も十字軍の遠征の際にはアラビア語やペルシア語などから、ルネサンス期にはイタリア語から新たな語を吸収して、語彙を豊かにしていったのである。外来語が入って来るのはごく自然なことであり、言語の発展に貢献していることは間違いないであろう。トゥーボン法のように外来語を排斥する言語政策は、フランス国内においてフランス語を擁護することに特化した内向的な政策であり、決してフランス語に対して国際語としての復権を促すものではない。

フランス語が世界の共通語としての地位を英語に追われて以来、フランスは英語によって世界が画一化されることに脅威を感じ、それに抵抗すべくさまざまな策を講じてきた。しかしながら、もはや英語と同じ土俵でフランス語が国際的な地位を張り合うことは限界に達していると言わざるを得ない。それを自認してか、新たな視点から英語一極化に対抗する策が打ち出されているのも事実である。それはトゥーボン法の第11条からも窺えるが、「多様性 *diversité*」という考え方である。フランコフォニー国際組織 *Organisation internationale de la Francophonie* (OIF) を通じて、世界に言語的多様性があることの重要性が訴えられており、これについてはスペイン語圏 *Hispanophonie*、ポルトガル語圏 *Lusophonie* と協調して「三言語圏 *Trois espaces linguistiques* (TEL)」という連合を結成し、活動の幅が広がられている³⁶⁾。今後国際社会の中でフランス語が演じていく新たな役割に注目していきたい。

注

- 1) cf. Cheminée, 2009, pp. 24–25.
- 2) cf. Cheminée, 2009, p. 26.
- 3) 加治木他, 1995, p. 201 参照。
- 4) 山田, 2003, p. 195 参照。
- 5) カルヴェ, 2010, p. 262 参照。
- 6) カルヴェ, 2010, p. 263 参照。
- 7) 加治木他, 1995, pp. 237–238, 渋谷, 2005, pp. 251–258, Cheminée, 2009, pp. 26–27 を参考にリストアップした。
- 8) 1989年以降「フランス語およびフランス語への総合的授権の上級評議会 *Conseil Supérieur de la langue française et de la Délégation Générale à la Langue*

- Française」に引き継がれている (cf. Cheminée, 2009, p. 26)。
- 9) 二見, 1978, pp. 75-76, 加治木他, 1995, p. 201 参照。
 - 10) 加治木他, 1995, p. 202 参照。加治木他は「フランス語保護普及委員会」と記しているが、ここではより逐語訳的な名称を用いた。
 - 11) 加治木他, 1995, p. 202 参照。
 - 12) 加治木他, 1995, p. 202 参照。
 - 13) 加治木他, 1995, p. 202 参照。
 - 14) バ=ロリオル法の原文については、Journal officiel, 108^e année N^o3, dimanche 4 janvier 1976 参照。
 - 15) 加治木他, 1995, p. 238。
 - 16) カルヴェ, 2010, pp. 271-272 参照。
 - 17) 加治木他, 1995, p. 202。
 - 18) 加治木他, 1995, p. 202 参照。
 - 19) 加治木他, 1995, pp. 198-199 参照。
 - 20) 加治木他, 1995, p. 199 参照。
 - 21) ただし、フランスは「地域言語または少数言語のための欧州憲章 Charte européenne des langues régionales ou minoritaires」に調印はしているものの、批准には至っていない (渋谷, 2005, p. 257 参照)。
 - 22) 加治木他, 1995, pp. 198-199 参照。
 - 23) トゥーボン法の原文については、加治木他, 1995, pp. 231-234, Journal officiel, 126^e année N^o180, vendredi 5 août 1994, Légifrance — Loi n^o94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française (1), トゥーボン法の日本語訳については、加治木他, 1995, pp. 227-230 参照。
 - 24) 公役務とは、フランスの行政法理論の中心概念で、公の機構により、公益の達成を目的として行われる役務を指す (加治木他, 1995, p. 196 参照)。
 - 25) 公法人とは、地方公共団体、公共組合、公社、公庫、公団などの公共性の強い法人を指す (加治木他, 1995, p. 196 参照)。
 - 26) 加治木他, 1995, pp. 194-195, p. 208 [一部変更]。
 - 27) 削除部分の詳細については、加治木他, 1995, pp. 235-236 参照。
 - 28) 加治木他, 1995, p. 195 参照。
 - 29) 加治木他, 1995, p. 196 参照。
 - 30) 加治木他, 1995, pp. 206-208 参照。
 - 31) 2001 年以降は「フランス語・フランスの諸言語総局 Délégation générale à la langue française et aux langues de France (DGLFLF)」となっている (鳥羽, 2012, p. 119 参照)。
 - 32) 加治木他, 1995, p. 203 参照。
 - 33) 加治木他, 1995, p. 204 [一部変更]。

- 34) 加治木他, 1995, pp. 204–205 参照。
- 35) 加治木他, 1995, pp. 205–206 参照。
- 36) cf. Bleys, 2010, pp. 21–22.

参考文献

- 加治木美奈子, 岩谷朝世, 柏倉康夫, 浅松絢子 (1995): 「国家による外来語規制～「フランス語の使用に関する1994年8月4日法律」の成立にみる～」, 『NHK 放送文化調査研究年報』, 第40集, pp. 191–240.
- カルヴェ, ルイ=ジャン (2010): 『言語戦争と言語政策』(砂野幸稔, 今井勉, 西山教行, 佐野直子, 中力えり訳), 三元社.
- 渋谷謙次郎 (編) (2005): 『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』, 三元社.
- 鳥羽美鈴 (2012): 『多様性の中のフランス語 フランコフォニーについて考える』, 関西学院大学出版会.
- 長沼圭一 (2023): 「フランスにおける言語政策 (1) —19世紀まで—」, 『紀要(言語・文学編)』, 第55号, 愛知県立大学外国語学部, pp. 163–174.
- 二見道雄 (1978): 「フランスの“挑戦” 法律で英語ボイコット」, 『言語戦争』, 大修館書店, pp. 71–104.
- 山田秀男 (2003): 『フランス語史』[増補改訂版], 駿河台出版社.
- Bleys, Olivier (2010): *Voyage en Francophonie : une langue autour du monde*, Édition Autrement.
- Cheminée, Pascale (éd.) (2009): *Aux origines du français*, Édition Garnier.

参照サイト

- Légifrance — Le service public de la diffusion du droit
- Journal officiel, 108^e année N°3, dimanche 4 janvier 1976
[https://www.legifrance.gouv.fr/download/secure/file/2eGo\\$BXBRFhOTfj@v!@e](https://www.legifrance.gouv.fr/download/secure/file/2eGo$BXBRFhOTfj@v!@e)
[2023年10月11日閲覧]
 - Journal officiel, 126^e année N°180, vendredi 5 août 1994
[https://www.legifrance.gouv.fr/download/securePrint?token=s\\$zNbp5exsZ5hqXKhxg@&pagePdf=8](https://www.legifrance.gouv.fr/download/securePrint?token=s$zNbp5exsZ5hqXKhxg@&pagePdf=8) [2023年10月11日閲覧]
 - Loi n°94–665 du 4 août 1994 relative à l’emploi de la langue française (1)
https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000349929?init=true&page=1&query=Loi+n°94-665+du+4+août+1994+relative+à+l’emploi+de+la+langue+française&searchField=ALL&tab_selection=all [2023年10月11日閲覧]